

令和8年 第5回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和8年 4月 8日 午後4時00分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和8年 第5回 教育委員会会議 議事

○議 案

議案第11号 専決処分の報告及び承認について

(令和8年4月1日付け市職員の人事異動について) …… P 3/14

○報 告

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

…………… P 7/14

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の一部改正について

…………… P 12/14

議案第11号

専決処分の報告及び承認について

(令和8年4月1日付け市職員の人事異動について)

四日市市教育委員会事務委任規則(昭和39年四日市市教委規則第11号)第3条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日付け市職員の人事異動について、次のとおり、教育長が専決により処分したので、同条第2項により報告し、承認を求める。

令和8年4月8日提出

四日市市教育長 廣瀬 琢也

専決処分の内容

別紙のとおり

令和8年度 教育委員会 管理職配置

	役 職	旧	新	
			氏 名	旧所属・役職
1	教育長	廣 瀬 琢 也	(留 任)	
2	副教育長	磯 村 寿 子	長 谷 川 術	市立四日市病院事務局副管理者、事務長
3	教育監	稲 毛 弥 生	(留 任)	
4	政策推進監、同和行政推進監、 政策推進部政策推進監	田 中 幹 久	加 藤 正 之	人権・同和教育課長補佐
5	教育総務課長	参事 森 啓 祐	参事 一 川 香世子	財政経営部参事、財政課長
6	教育総務課副参事、 総務グループリーダー	内 田 憲 児	(留 任)	
7	教育総務課副参事、 政策グループリーダー	森 川 秀 明	(留 任)	
8	教育総務課副参事、こども未来部 こども未来課副参事、青少年育成室長	山 路 隆 之	太 田 貴 志	笹川小学校教頭
9	教育総務課副参事、こども未来部保育幼稚園課 副参事、課長補佐	山 内 祥 代	山 内 祥 代	教育総務課副参事、こども未来部 保育幼稚園課副参事、課長補佐、 こども施設再編推進室付主幹
10	教育総務課副参事、こども未来部 保育幼稚園課副参事、幼児教育センター所長	藤 原 良 美	川 森 佳 代	四日市中央こども園付主幹、 副園長
11	教育施設課長	内 田 和 宏	(留 任)	
12	教育施設課副参事、課長補佐	糸 内 秀 夫	(留 任)	
13	学校教育課長	参事 高 橋 雅 紀	(留 任)	
14	学校教育課副参事、 課長補佐	山 口 和 宏	羽 場 宏 幸	大池中学校教頭
15	学校教育課副参事、 学校給食センター所長	(再任用) 平 田 茂	(留 任)	
16	人権・同和教育課長	参事 川 本 一 也	参事 吉 原 隆 行	三重西小学校長
17	人権・同和教育課副参事、総務部 人権センター副参事(統括教育相談担当)	鈴 木 孝 俊	(留 任)	
18	教育推進課長	参事 坂 下 亮 介	参事 佐 藤 顕 一	下野小学校長
19	教育推進課副参事、課長補佐	重 内 庸 司	(留 任)	
20	教育推進課副参事、 みんなのプラッツ推進室長	水 谷 朋 裕	(留 任)	

	役 職	旧	新	
			氏 名	旧所属・役職
21	育ち支援課長	参事 川 森 薫	(留 任)	
22	育ち支援課副参事、 生徒指導グループリーダー	(課長補佐級)	樋 口 範 之	山手中学校教頭
23	育ち支援課副参事、 特別支援教育・相談グループリーダー	西 村 康 子	(留 任)	
24	育ち支援課副参事、 登校サポートセンター所長	坂 下 千 穂	(留 任)	
25	図書館長	谷 本 智佳子	(留 任)	
26	図書館副参事、副館長、奉仕係長	(課長補佐級)	川 崎 恵美子	図書館副館長、奉仕係長
27	博物館副館長	杉 田 朋 之	(留 任)	

【幼稚園】

	役職	旧	新	
			氏名	旧所属・役職
1	幼稚園型認定こども園 海蔵幼稚園長	今 西 光	高 原 栄 美	笹川中央幼稚園長
2	幼稚園型認定こども園 泊山幼稚園長	副参事 佐 藤 敦 子	西 井 きよみ	泊山幼稚園付主幹、副園長
3	幼稚園型認定こども園 内部幼稚園長	森 純 子	(留 任)	
4	三重幼稚園長	副参事 山 本 直 子	※ 閉 園	
5	幼稚園型認定こども園 羽津幼稚園長	加 藤 由美子	副参事 加 藤 由美子	(昇 任)
6	大矢知幼稚園長	副参事 東 出 なるみ	(留 任)	
7	幼稚園型認定こども園 常磐中央幼稚園長	廣 田 美代子	(留 任)	
8	幼稚園型認定こども園 笹川中央幼稚園長	高 原 栄 美	林 由 喜	保育幼稚園課付主幹、 幼児教育センター所付主幹

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 2 号

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和 3 年四日市市規則第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第 4 条 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定める学校給食費の額（以下「学校給食費負担額」という。）は、1 日当たり次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校の第 1 学年から第 3 学年までの児童 <u>3 1 5 円</u></p> <p>(2) 小学校の第 4 学年から第 6 学年までの児童及び小学校において学校給食の提供を受ける教職員等 <u>3 3 0 円</u></p> <p>(3) 中学校の第 1 学年から第 3 学年までの生徒及び中学校において学校給食の提供を受ける教職員等 <u>3 6 9 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(減免)</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第 4 条 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定める学校給食費の額（以下「学校給食費負担額」という。）は、1 日当たり次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校の第 1 学年から第 3 学年までの児童 <u>2 5 6 円</u></p> <p>(2) 小学校の第 4 学年から第 6 学年までの児童及び小学校において学校給食の提供を受ける教職員等 <u>2 6 8 円</u></p> <p>(3) 中学校の第 1 学年から第 3 学年までの生徒及び中学校において学校給食の提供を受ける教職員等 <u>3 0 0 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(減免)</p>

第10条 条例第7条の規定により学校給食費を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校給食費負担者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けた場合

(2) (略)

2から4まで (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

(学校給食費の特例)

2 当分の間、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者を除き、本市が設置する小学校の児童の保護者については、学校給食費の全額を、本市が設置する中学校の生徒の保護者については、学校給食費のうち1日あたり300円を超えた額を免除する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている保護者

(2) 前号に掲げる保護者のほか、この規則の規定による学校給食費以外の学校給食費その他これに類する給付等を受けている保護者

3 前項の規定の適用をうける生徒の保護者に対する別表の規定の適用につい

第10条 条例第7条の規定により学校給食費を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校給食費負担者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命及び身体、住宅又は家財について甚大な被害を受けた場合

(2) (略)

2から4まで (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

ては、別表中「6,000円」とあるのは「4,900円」と読み替えるものとする。

改正後

別表（第6条関係）

期別	期納付額			納期限
	小学校の第1学年から第3学年までの児童	小学校の第4学年から第6学年までの児童及び小学校において学校給食の提供を受ける教職員等	中学校の第1学年から第3学年までの生徒及び中学校において学校給食の提供を受ける教職員等	
第1期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	(略)
第2期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第3期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第4期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第5期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第6期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第7期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第8期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第9期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第10期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第11期	(略)			

改正前

別表（第6条関係）

期別	期納付額	納期限
----	------	-----

	小学校の第1 学年から第3 学年までの児 童	小学校の第4 学年から第6 学年までの児 童及び小学校 において学校 給食の提供を 受ける教職員 等	中学校の第1 学年から第3 学年までの生 徒及び中学校 において学校 給食の提供を 受ける教職員 等	
第1期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	(略)
第2期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第3期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第4期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第5期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第6期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第7期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第8期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第9期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第10期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第11期	(略)			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局学校教育課)

<参考資料>

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

昨今の急激な物価高騰に伴い小中学校の学校給食費の価格改定を行う。また、市町村給食費負担軽減交付金（仮称）と市費による公費負担により、当面の間、小学校児童については学校給食費を完全無償化し、中学校生徒も価格改定前後の差額を無償化するよう規則を改正する。

また、条例第7条の規定による学校給食費の免除の対象を、より柔軟に対応できるよう改正する。

2 改正の要点

令和8年度以降の小中学校の学校給食費における1食当たりの単価と期納付額を下記のとおり改正する。

記

	1食単価		期納付額	
	改定後	改定前	改定後	改定前
小学校（低学年）	315 円/食	256 円/食	5,400 円/期	4,400 円/期
小学校（高学年）	330 円/食	268 円/食	5,700 円/期	4,600 円/期
中学校	369 円/食	300 円/食	6,000 円/期	4,900 円/期

以上

また、学校給食費の免除の対象として、第10条1項1号に「学校給食費負担者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命及び身体、住宅又は家財について甚大な被害を受けた場合」と定められているが、令和6年の能登半島地震では、一時的な離職や休業、生活再建支援の観点から給食費が免除される事例もあり、「生命及び身体、住宅又は家財」以外にも様々な被害が想定される。

災害による被害は、被害の対象を定めることで、柔軟な支援の妨げとなる可能性があることから、「生命及び身体、住宅又は家財について」の文言を削除する。

3 施行期日

令和8年4月1日

四日市市告示第134号

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱（令和4年四日市市告示第152号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表（第4条関係）				
食材に関する特別の配慮又は特別の事情により提供を受ける学校給食		学校給食費負担額		
		小学校の第1学年から第3学年までの児童	小学校の第4学年から第6学年までの児童	中学校の第1学年から第3学年までの生徒
主食と副食		<u>246円</u>	<u>261円</u>	<u>300円</u>
主食がパンである学校給食の場合	主食と牛乳	<u>134円</u>	<u>142円</u>	<u>149円</u>
	主食	<u>65円</u>	<u>73円</u>	<u>80円</u>
	副食と牛乳	<u>250円</u>	<u>257円</u>	<u>289円</u>
	副食	<u>181円</u>	<u>188円</u>	<u>220円</u>
主食が米飯である学校給食の場合	主食と牛乳	<u>163円</u>	<u>176円</u>	<u>188円</u>
	主食	<u>94円</u>	<u>107円</u>	<u>119円</u>
	副食と牛乳	<u>221円</u>	<u>223円</u>	<u>250円</u>
	副食	<u>152円</u>	<u>154円</u>	<u>181円</u>
牛乳		<u>69円</u>	<u>69円</u>	<u>69円</u>

改正前

別表（第4条関係）

食材に関する特別の配慮又は特別の事情により提供を受ける学校給食		学校給食費負担額		
		小学校の第1学年から第3学年までの児童	小学校の第4学年から第6学年までの児童	中学校の第1学年から第3学年までの生徒
主食と副食		<u>201円</u>	<u>213円</u>	<u>245円</u>
主食がパンである学校給食の場合	主食と牛乳	<u>110円</u>	<u>116円</u>	<u>129円</u>
	主食	<u>55円</u>	<u>61円</u>	<u>74円</u>
	副食と牛乳	<u>201円</u>	<u>207円</u>	<u>226円</u>
	副食	<u>146円</u>	<u>152円</u>	<u>171円</u>
主食が米飯である学校給食の場合	主食と牛乳	<u>113円</u>	<u>121円</u>	<u>119円</u>
	主食	<u>58円</u>	<u>66円</u>	<u>64円</u>
	副食と牛乳	<u>198円</u>	<u>202円</u>	<u>236円</u>
	副食	<u>143円</u>	<u>147円</u>	<u>181円</u>
牛乳		<u>55円</u>	<u>55円</u>	<u>55円</u>

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局学校教育課）

<参考資料>

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の一部改正について

1 改正の趣旨

昨今の急激な物価高騰に伴い小中学校の給食費の価格改定を行う。これに伴い四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定める別表第1（第4条関係）の食材に関する特別の配慮又は特別の事情により提供を受ける学校給食（以下「アレルギー給食等」という。）の学校給食費負担額の価格改定を行う。

2 改正の要点

アレルギー給食等の喫食者は、要綱の別表（第4条関係）に定められた10種類の減額パターンから、提供された学校給食に最も近い減額パターンの学校給食費負担額を負担する。

この別表の価格設定は、下記の4項目の価格を算定し、その組み合わせ（10パターン）でアレルギー給食等の学校給食費負担額を決定している。

今回、学校給食費の価格改定と併せて下記の4項目について価格改定が生じるため改正する。

記

項目		価格		算定方法
		改定後	改定前	
主食 (米飯)	小学校(低学年)	94円	58円	令和8年度の見積額から1食単価を試算
	小学校(高学年)	107円	66円	
	中学校	119円	64円	
主食 (パン)	小学校(低学年)	65円	55円	令和8年度の見積額から1食単価を試算
	小学校(高学年)	73円	61円	
	中学校	80円	74円	
副食	小学校(低学年)	残額 (右記)	残額 (右記)	副食=学校給食費-主食(米飯又はパン)-牛乳
	小学校(高学年)			
	中学校			
牛乳(共通)		69円	55円	令和8年度の見積額から試算(小数点以下四捨五入)

以上

3 施行期日

令和8年4月1日